

※本案件は2021年3月3日に公示しましたが応募がなかったため再公示します。

公 示 日：2021年3月31日

調達管理番号：20a01194

国 名：トーゴ

担当部署：経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

案件名：トーゴ国ロメ漁港運営管理及び運用上の安全性改善アドバイザー業務（漁港運営管理／安全性改善）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：漁港運営管理／安全性改善
- (2) 格 付：2号
- (3) 業務の種類：専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2021年6月中旬から2023年7月下旬まで
- (2) 業務M/M：現地 16.00M/M、国内 1.50M/M、合計 17.50M/M
- (3) 業務日数：国内準備 5日 第1次現地業務 180日 国内作業 5日 第2次現地業務 90日 国内作業 5日  
第3次現地業務 120日 国内作業 5日 第4次現地業務 90日 国内整理期間 10日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2021年4月21（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：電子データのみ

専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

- ◇ 提出方法等詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。  
業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）  
[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf)

なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- ◇ 評価結果の通知：2021年5月11（火）までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ①業務実施の基本方針 26点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
    - ①類似業務の経験 33点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 20点
    - ③語学力 5点
    - ④その他学位、資格等 12点
- (計100点)

類似業務	水産開発に係る各種業務(漁港関連業務を高く評価する)
対象国/類似地域	トーゴ/全途上国
語学の種類	英語

※仏語の能力があると望ましいため、証明書類が有る場合は添付のこと。

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：黄熱病

## 6. 業務の背景

トーゴ共和国（以下、「当国」という。）は、僅か 56km の短い海岸線ながら、内水面漁業を含め年間約 20,000 トン（FAO 国別漁業養殖概要データベース、2014 年）の水産物生産量を有するが、国内の高い水産物需要に追付かず自給率は約 40%に留まり、年間ほぼ同量（統計会計総局データベース、2013 年）の水産物を輸入しており、貿易赤字の一因となっている。そこで当国政府は水産物の自給率向上を政策の重要課題として掲げている。

ロメ漁港は、漁業関係者や仲買人約 6,000 人が活動する国内唯一の漁港であるが、大統領主導による「港湾立国」政策の推進に向け 2011 年以降、隣接する商業港の拡張が開始されたことから、それまでの漁港は 3 分の 1 程度の範囲に縮小され、機能縮小を強いられるとともに、漁船の密集による接触・破損事故が多く発生し、狭い港内で大型船と接近する等、安全上の問題も生じていた。そこで、同漁港は全面移転を求められることとなり、当国政府は日本政府に対し、ロメ漁港を近隣地（6.35ha の国有地）に移設することにより、漁港機能を回復・拡充することを目的とした「ロメ漁港整備計画」（以下、「本事業」という。）を要請した。同要請を受けて日本政府は、2016 年 4 月に本事業を開始（同月 13 日 G/A 署名、27.94 億円）し、2019 年 7 月に完工（引渡は同年 4 月）し、同年 11 月に漁民への供用が開始された。供用開始後、同漁港を利用する零細漁船（一日あたり）は 2011 年までの約 300 隻から年々減少し、近隣国に水揚げされるケースが増加していた（2015 年には 180 隻まで減少）が、現在は 191 隻と増加に転じている。

しかし、同漁港では、2019 年 11 月の供用後に港口部に想定以上の高波が発生するなど漁船の安全航行を妨げる事象が発生している。これらの事象の発生を受けて、トーゴ政府は、漁港では夜間及び荒天時の出入港を禁止する措置をとるとともに、我が国に対して、事故防止対策に係る技術的な助言と、それを実行するための漁港の運営管理能力の強化に対する指導を目的とした専門家の派遣を要請した。JICA では、同漁港における事故防止に向けて 2020 年 9 月に技術委員会を設置し、事故発生要因の解明と同防止のための安全対策について検討を行うとともに、安全対策検討に必要な情報収集のために基礎情報収集・確認調査を実施中である。

本専門家は、無償資金協力事業により建設されたロメ漁港の安全対策面を含む運営管理が円滑になされ、同漁港における転覆事故の再発を防止するため、運営・維持管理体制の強化と漁船の航行安全の向上に対する助言及び技術指導を行うことを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、トーゴ国海洋経済省をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、トーゴ国ロメ漁港における事故原因を把握した上で、日本の漁港の運営管理や安全対策の経験を踏まえ、海洋経済省や漁港関係者に対して、漁港の運営・維持管理体制の強化、運営上の安全性の向上や、漁船の航行安全性の向上に向けた助言や提言を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

具体的な業務内容は、以下のとおり。

- (1) 国内準備期間（2021 年 6 月中旬）

- ① トーゴ政府から提出された要請書、無償資金協力案件に関する協力準備調査報告書やその他関連の報告書、既存の文献、JICA 技術委員会報告書、基礎情報収集確認調査の関連資料、他ドナー報告書、トーゴ政府作成の関連報告書等を参照し、トーゴ国の水産セクター及びロメ漁港の現況と課題を把握する。

②JICA 経済開発部及びコートジボワール事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。

③ワークプラン（英文）を作成し JICA 経済開発部による確認ののち提出する。併せて、コートジボワール事務所にもデータを送付する。

(2) 現地業務（2021年6月下旬～2023年6月中旬）

①ワークプランの作成・協議

現地業務開始時に、JICA コートジボワール事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

②ロメ漁港の運営に関連するトーゴ政府の政策や施策、安全航行に係る規制などのレビューと問題点の抽出

ロメ漁港の運営に関連するトーゴ政府の政策や施策、安全航行に係る規制などの状況、取り組んでいる内容やその成果について情報を収集し、現状を分析した上で、事故発生要因や問題点を抽出する。

**【漁港の運営管理】**

③ロメ漁港管理組合の能力強化

ロメ漁港が適正に運営され、漁港の出入港判断を含め漁民に必要なサービスが届けられるよう、ロメ漁港管理組合の組織構造を分析し、課題を明らかにした上で、職務と責任の役割分担や組織定款、運営計画及び運営規則について助言を行い、必要に応じて運営内容の文書化や運営要員の訓練を行う。

④漁港運営／利用状況の改善

ロメ漁港管理組合による運営／利用規則について、必要な規則の策定や改正について助言するとともに、施設・設備維持管理の強化、財務管理及び会計・監査の改善について指導を行う。特に2021年1月に実施された瑕疵検査報告書で言及されている漁港運営・管理に関する提言事項を踏まえ、その対応策の策定とその実施を支援する。特に財務管理においては、財務状況の健全性の確保に特に留意し、必要に応じて漁港の利用料（入場料）の徴収、氷の販売などの収入確保方法について改善を指導する。また、関連して漁港での漁船の登録が徹底されるよう制度の改善について担当部局への働きかけを支援するとともに、漁港を利用する漁業者の利用にあたっての規則遵守に対する意識の向上についての啓発活動も指導する。

**【漁港の運用上の安全性の向上】**

⑤漁港利用の安全性の向上

漁船が安全に航行できるように防波堤の灯標やカメラなど漁港への安全施設（機器）の設置を促進するとともに、海難事故発生時の緊急救助活動を含む漁港の安全管理計画、夜間及び荒天期の漁業操業の管理方法及び漁業者の行動規範の策定／改善を指導する。安全管理計画には港内での航行や停泊ルールも含める。

⑥海難予防対策の実施体制整備

1) 既存の漁港運営・管理体制の中で、現在自主的に実施されている夜間及び荒天時の入出港規制（赤・緑旗制度）や、漁港への安全施設（機器）の設置・維持管理を含む海難予防対策の責任者や担当部署を明確化し、これを組織定款の改定などを通じて公式化するプロセスを支援する。

2) 夜間及び荒天時の入出港規制（赤・緑旗制度）については、その運用制度の文書化を支援する（指標データの確認時間とその入手法、旗色の見直し頻度、罰則規定など）

3) 上記規制に関し、JICA 技術委員会からの助言を踏まえて、その判断基準を正式に規定するプロセスを支援する。なお、当該判断基準の協議においては、海事局関係者の関与を求めることが望ましい。

#### ⑦ 漁船の航行安全性の向上

1) 漁船の海上での安全確保に関する指導を行う。特に、救命胴衣着用の徹底、乗組員(海員)に対する海上安全(Safety at Sea)の基本知識と技術(泳法などを含む)や、港口部の航路を安全に通過できるよう、現場の波の形態に合わせた漁船の操縦技術の基本、沿岸波浪の危険性とその対応に関する訓練の実施を支援する。これら漁業者訓練の内容については、海事局、水産総局など関連機関と密接に連携・協議の上で最終化するが、基本的に、荒天時波浪の危険性の周知と海上安全対策に重点を置く。また、漁業者の安全に対する意識向上に向けた啓発活動の指導を行う。

2) 緊急的に、2021 年度の荒天期(6 月~)に向けた準備の一環として、漁民訓練の実施を支援する。訓練の準備に一定の時間を要すると見込まれる場合は、荒天時波浪の危険性の周知を目的とした啓蒙活動を先行して実施することを検討する

3) また、漁船の安定性を向上させるため、別途派遣される「船体構造改善及び船外機の保守管理」の専門家と協力して漁具の適切な積み込みや漁船の構造の改善、エンジン(船外機)の取り扱いについて必要な助言を行う。特にエンジン(船外機)については、保守管理に係る技術者の育成に向けて研修を実施する。これら訓練及び研修については、トーゴ側にて継続的に実施されることを想定し、トーゴ側運用担当者とともに訓練内容のテキスト化を行う。他方、船体については、より安定性の高い FRP 船への転換の可能性について調査を行い、トーゴ側が進める検討を支援・促進する。

4) 上記漁民訓練の定常的な実施に向け、カリキュラム整備や教材作成を支援する。なお、当地の漁民の識字率が低いことに鑑み、教材作成に当たっては、視覚教材の導入も検討する。

#### 【その他】

#### ⑧ 漁港や漁船の航行における安全に関する情報収集

別途実施中の基礎情報収集・確認調査を支援しつつ漁港や漁船の航行における安全に関する情報の収集を図り、同調査で得られた情報を分析して上記の活動に反映するとともに、JICA 本部で開催される技術委員会にオンライン会議方式で参加し、同会議の進行を支援する。

⑨ 指導分野に関する活動結果について、JICA コートジボワール事務所等への報告に参加する。

#### (3) 国内整理期間(2021 年 6 月中旬~2023 年 6 月中旬の間に計 3 回)

① 現地派遣期間の合間の帰国時に JICA 経済開発部と活動の進捗状況の報告を行うとともに、今後の活動の方向性について打合せを行う。

② 帰国期間中に開催される本邦又は(必要に応じ)第三国で開催されるトーゴ国への支援に関連する会議に JICA の指示に基づき出席し、必要な情報提供やプレゼンテーションなどを行うとともに、結果を JICA に報告する。

#### (4) 帰国後整理期間(2023 年 6 月中旬~6 月下旬)

① 帰国報告会に出席し、現地業務結果の報告を行う。

② 専門家業務完了報告書(和文)を監督職員に提出・報告する。

③ 本期間内に開催されるトーゴ国への支援に関連する会議に JICA の指示に基づき出席し、必要な情報提供やプレゼンテーションなどを行うとともに、結果を JICA に報告する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（１）～（３）のすべてとし、電子データをもって提出することとする。

### （１）業務ワークプラン（全体）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

和文２部（JICA 経済開発部、JICA コートジボワール事務所）

### （２）業務進捗報告書（和文３部、仏語３部）

現地派遣期間中／国内作業期間中の途中段階の業務報告書（和文）を作成し、2022年３月頃を目途にトーゴ海洋経済省（仏文）、JICA 経済開発部（和文、仏文）に提出し、報告する。

海洋経済省や関連機関に提言した内容については、参考資料として添付・提出。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出する。

### （３）専門家業務完了報告書（和文３部）

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務報告書（和文）を作成し、2023年６月30日までにJICA 経済開発部に提出し、報告する。

海洋経済省や関連機関に提言した内容については、参考資料として添付・提出。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約(単独型)に係る見積書について」を参照願います。

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate\\_202103.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf)

留意点は以下のとおりです。

### （１）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます。

航空経路はアジスアベバ経由とします。

（航空経路）東京—アジスアベバ—ロメーアジスアベバ—東京

### （２）在外事業強化費

現地での活動に必要な車両関連費、通訳や秘書などの一般傭人費、現地調査員などの特殊傭人費、セミナー会場の借上げ費など賃料借料、機器類の購入など消耗品費、現地国内の移動のための旅費・交通費、通信・運搬費、資料等作成費（翻訳料含む）、事務室の水道光熱費、雑費（セミナー開催費）などは契約に含まず、別途、JICA本部又はコートジボワール事務所から在外事業強化費として支給します。

## 10. 特記事項

### （１）業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は 2。契約予定期間等に記載の数値を上限とします。また、派遣期間については、2021年 6 月下旬～2023年 6 月中旬の間で提案してください。

#### ②現地での業務体制

本専門家は海洋経済省に派遣され、単独で活動を行いますが、各専門領域（漁船構造、操船、エンジン（船外機）、海上土木などの分野）については、活動内容に合わせて別途、直営又は業務実施契約による短期間の専門家を派遣することがあります。JICAはコートジボワール事務所が活動を支援します。

### ③便宜供与内容

トーゴ側からは、C/P 配置と事務スペースが提供されます。その他、案件の実施に当たって、一般的な情報提供等が得られる予定です。

JICAコートジボワール事務所よる便宜供与事項は、以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舍手配：希望に応じてあり
- ウ) 通訳（日本語⇄仏語）手配：必要な場合、あり
- エ) 車両借上げ：あり
- オ) 業務開始時の現地日程のアレンジ：C/Pとの初回の協議のみアレンジします。

### (2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料をJICA経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム(TEL:03-5226-3156)にて配布します。

- ・要請書(写)
- ・基礎情報収集・確認調査等の業務報告書

②本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### (3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAコートジボワール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。加えて、安全管理を徹底すべく、本業務従事者は現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に登録してください。

③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行ってください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

⑤本業務については新型コロナウイルスの流行の状況やトーゴ政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定することと致します。

以上